

令和 7 年度()第 1 号

件名 : 名張市営栄町駐車場運営管理業務委託

仕 様 書

名 張 市

施 行 仕 様 概 要 書			
場 所	名張市栄町地内		
設計金額 (契約期間総額)	一 金		円)
	(内消費税		円)
設計金額 (1 か年あたり)	一 金		円)
	(内消費税		円)
履行期間	令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日		
事 業 量			
業務の概要（摘要） 名張市営栄町駐車場運営管理業務 一式 3年長期継続契約(36か月)、毎月払い			

位置図

栄町集会所

200.4

202.7

203.1

203.6

198.9

市営栄町駐車場

197.9

203.9

197.6

名張郵便局

名張駅

196.4

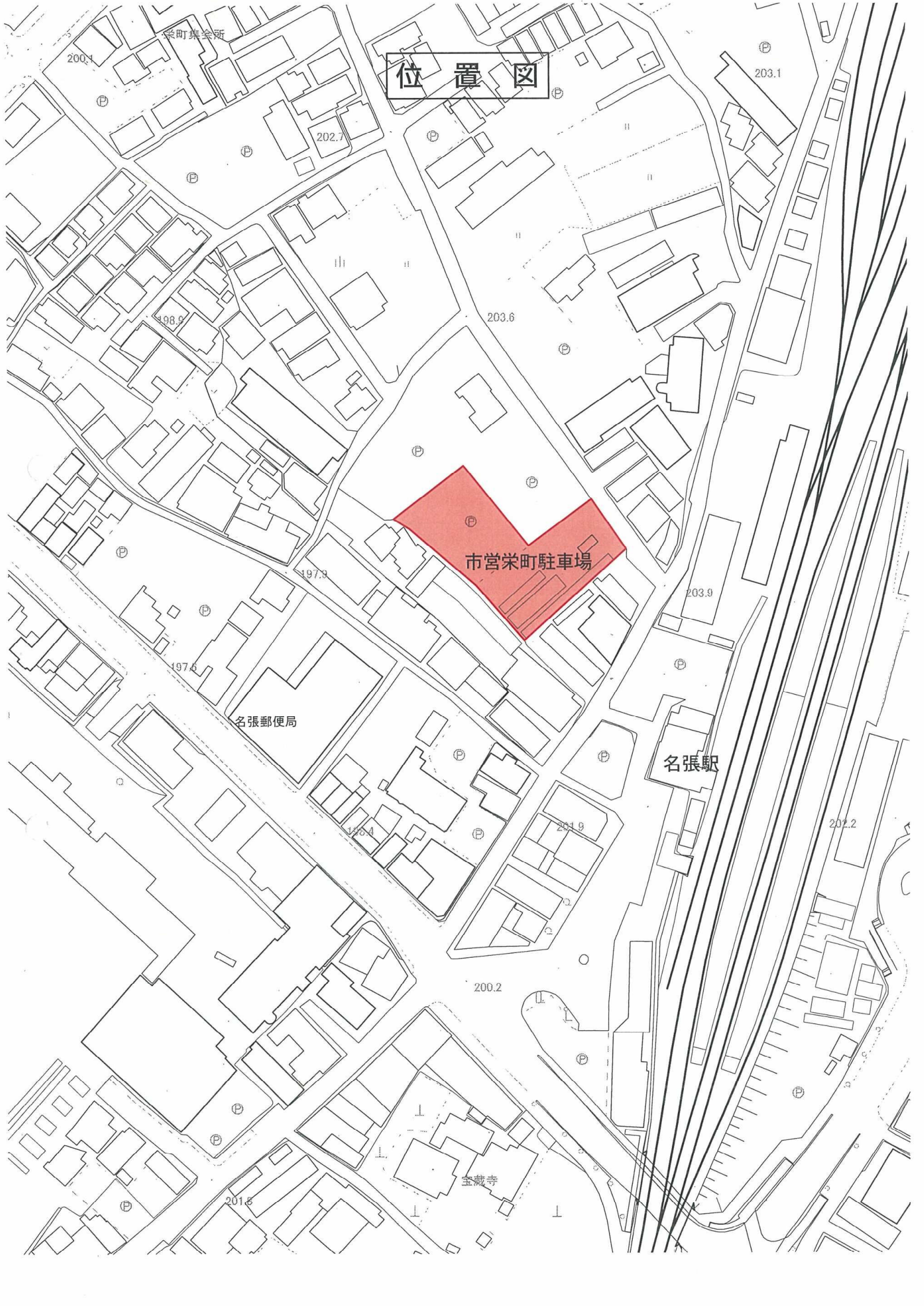
201.9

202.2

200.2

栄蔵寺

201.8



名張市営栄町駐車場運営管理業務委託

1. 件名

名張市営栄町駐車場運営管理業務委託

2. 履行場所及び運営台数

下記の所在地および運営台数を契約により、運営管理業務委託とする。

所 在 地	運営台数
三重県名張市栄町 2947 番	自動車 45 台
同 2923 番 1	バイク 20 台
同 2923 番 2	自転車 10 台

3. 履行期間及び契約期間

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 31 日 まで

4. 参加者の資格・要件

(1) 駐車場管理実績

- ① 法人格を有する者で、駐車場事業が主要事業であること。
 - ② 駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資格、資力及び信用を有し、
且つ、次項のすべての号に該当すること。
 - I) 現在、駐車場管理運営実績を有していること。
 - II) 国税及び地方税を完納していること。
- (2) 参加しようとする法人及び構成員が次の項目に該当しないこと。
- ① 地方自治法施行令(以下「令」という)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役職又は構成員。
 - ③ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。

名張市営栄町駐車場運営管理業務委託 仕様書

委託内容

以下の通り、駐車場運営機器を履行期間までに設置し、名張市駐車場条例、名張市駐車場条例施行規則及びこの仕様書に基づき、名張市営栄町駐車場の運営管理を24時間体制で行うものとし、車45台（車椅子用車室3台含む）、バイク20台、自転車10台の運営管理を行う。

委託期間を令和7年4月1日から令和10年3月31日までとし、契約初日から運営できるように設置を行うものとする。

（1）駐車場の運営管理に必要な機器などの設置

受注者の費用負担において、運営管理に必要な下表の機器（付帯設備を含む）を設置し、良好に作動するように保守を行うこと。

なお、設置する機器は以下の条件を満たすものとする。

Ⅰ．機 器 名 称（ゲート式自動車用）		数 量
1	駐車券発券機	1 基
2	全自動料金精算機	1 基
3	カーゲート	2 基
4	ループコイル	4 面
5	入口表示灯	1 基
6	出庫警報灯	1 基
7	案内看板（自動車用）	1 基
8	約款看板	1 基
9	コールセンター直通インターホン装置（自動車用）	1 基
Ⅱ．機 器 名 称（個別ロック式バイク・自転車用）		数 量
10	集中精算機	1 基
11	子インターフェイス盤（バイク用）	4 基
12	子インターフェイス盤（自転車用）	2 基
13	バイクロック装置取付ステー	1 式
14	バイクロック装置	20 台
15	自転車ロック装置	10 台
16	案内表示板（自転車バイク用）	1 基
17	コールセンター直通インターホン装置（自転車・バイク用）	1 基

（2）駐車場機器仕様（各機器仕様の項目を満たすこと）

①駐車券発券機（ゲート式自動車用）

ア 音声案内サービスとバックライト付きLCD表示機を有し、「時計表示・案内表示等」が可能であること。

イ 駐車券発行は、自動発券、押しボタン発券、手動発券の切替が可能であること。

- ウ 定期券が読取可能であること。但し、期限切れや他駐車場の定期券は入場不可とすること。
- エ 駐車券は磁気ストライプ紙を使用し、駐車券の両面に利用案内・注意書きのカラー印刷ができること。
- オ 駐車券切れ防止の為、駐車券は2パック(7,000枚程度)以上の収納ができること。
- カ 駐車券切れや機器トラブル等の警報が発報(通信)できること。

②全自動料金精算機(ゲート式自動車用)

- ア 駐車券・定期券・回数券・サービス券の読取は、4方向読取可能なこと。
- イ 入庫車両・出庫車両台数の計算、満車機能を有すること。
- ウ 領収書の発行がジャーナル紙と駐車券のどちらでも選択できること。
- エ 金庫抜き取り、ドア開、トラブル発生時はジャーナル紙へ記録ができること。
- オ 発行済み駐車回数券が読み取り可能なこと。
- カ 料金の現金支払いに使用できる金種は日本銀行発行のものとし、紙幣は1,000円とし、貨幣は500円・100円・50円・10円とすること。
- キ 釣銭は、前項記載の貨幣とし、かつ循環方式であること。

③カーゲート(ゲート式自動車用)

- ア 停電時及び緊急時に、手動で簡単にゲートバーの開閉が行えること。
- イ ゲートバーはグラスファイバー製としウレタンを巻く等の安全対策の施したものを使用すること
- ウ 安全対策として超音波感知器等のバー落下防止機能を有すること。
- エ ゲートバーの破損時に、交換が簡単に行えること。

④入口表示灯(ゲート式自動車用)

- ア 駐車場入口に於いて駐車場の満空状況を表示し、利用車両に対し案内表示が行えること。
- イ 満空表示は、LED表示により「満 / 空」の切換え表示が行えること。

⑤出庫警報灯(ゲート式自動車用)

- ア 駐車場出口部に設置し、路外の走行車両及び歩行者等に対して、出場車両の接近を知らせ、注意を行えること。
- イ 出庫表示は、回転灯閃光・LEDによる内照式点滅(文字浮出し)表示及びブザーにて警告を行えること。

⑥集中精算機(個別ロック式バイク・自転車用)

- ア 自転車個別ロック装置に自転車を入庫させると、設定時間後、ロック施錠爪が稼動し自転車の前輪(タイヤ)がロックできること。
- イ 自転車が入庫した時刻は、各個別ロック装置毎に当機にて記憶され、出庫の際にロック装置番号を入力する事により、駐車料金を計算し表示ができること。

- ウ 音声案内による、各操作過程に合わせて操作を促す案内放送ができること。
- エ 定期券読取りによる定期車両の出場管理が可能であること。
- オ 領収書は精算完了までに該当ボタンを押すことにより発行する事ができること。
- カ 精算が完了すると該当する個別ロック装置のロックが解除できること。
- キ 精算記録及び集計記録は、ジャーナルプリンターに記録ができること。
- ク 各個別ロック装置の車両有無を検知して満空車制御を行う事ができること。
- ケ 案内表示は料金表示（駐車位置番号、駐車料金、投入金額、残金額、釣り額）、時計表示及び操作手順が表示でき、夜間でも分かりやすいバックライト付き液晶表示であること。
- コ 料金の現金支払いに使用できる金種は日本銀行発行のものとし、紙幣は 1,000 円とし、貨幣は 500 円・100 円・50 円・10 円とすること。
- サ 料金の支払いは、前項記載の紙幣及び貨幣、又は、定期券で精算ができること。
- シ 釣り銭は、前項記載の貨幣とし、かつ循環方式であること。

⑦バイクロック装置（個別ロック式バイク用）

- ア バイクロック装置はバイクの固定、解除を精算機と連動してバイクの入出場管理が行えること。
- イ バイクの前輪をチェーンにて固定し、設定時間後に前輪がロックできること。
- ウ 精算が完了するとロックが解除され、バイクを取り出すことができること。

⑧自転車ロック装置（個別ロック式自転車用）

- ア 自転車ロック装置はロック機構を搭載した自転車用ロック装置で精算機と連動して自転車の入出場を管理できること。
- イ 自転車の前輪をラック部に乗せると、設定時間後に前輪をロックできること。
- ウ 精算が完了するとロックが解除され、自転車を取り出すことができること。

⑨コールセンター直通インターホン装置（自動車用 及び バイク・自転車用）

- ア インターホン装置は受話器型とし、受話器をあげることにより直通のコールセンターに無料で繋がる事ができること。
- イ 通信方法は無線通話携帯回線にて行うことができること。

⑩その他（駐車券・回数券・サービス券）

- ア 発券は、定期券・回数券・サービス券に対応可能なものであること。
- イ 発券の仕様は、4 方向読取が可能であること。また発券の紛失原因となる発券裏面の全面黒（磁気）にはしないこと。

（3）駐車場の運営管理

- ① 法令等を遵守すること。
 - （ア）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
 - （イ）駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）

(ウ) 個人情報保護条例

(エ) その他関連法令

- ② 受注者は、駐車場の運営管理について、周知用のチラシを受注者の負担で作成し、駐車場利用者や近隣住民に対し、受注者の運営管理であることを明確にすること。
- ③ 受注者は、発注者に対し、駐車場利用者からの問い合わせ対応マニュアルを作成し配備すること。
- ④ 車室、車路および設備配置には十分に安全を確保し、図面通りに行うこと。
- ⑤ 精算機には電話又はインターホンを取り付け、トラブル等発生時には受注者と駐車場利用者が直接連絡できるようにすること。
- ⑥ 受注者は駐車場利用者からの連絡に対応する自社のコールセンターを国内において2局以上を持ち、トラブルの際、早急に対応すること。このコールセンターは24時間365日稼働していることとする。
- ⑦ 機器等のトラブルによりゲートが作動しない場合及び個別ロックが開放しない場合には、迅速に遠隔操作にて駐車場利用者を出庫させることができる体制であること。
- ⑧ ゲート機器等の専門的なメンテナンスが必要な場合は、技術員又は警備員を出向させ直ちに現地で対応できる体制であること。
- ⑨ 駐車場利用者への対応は、受注者が一切の責任で行うものとする。特に苦情等については、誠意を持って対応し、解決をはかることとする。なお、事故や駐車場利用者からの苦情等があった場合、受注者は直ちに発注者へ報告しなければならない。
- ⑩ 受注者は、駐車場施設設置に伴う駐車場内外での事故、駐車場を管理する装置の障害、駐車場施設設置に伴う問題等が発生し、発注者または駐車場利用者からの連絡を受けた場合は、日時を問わず、直ちに現地へ到着し、対応を行う体制を整えなければならない。
- ⑪ 受注者は、駐車場の利用状況等について月報（月末締め）を作成し、翌5日までに発注者へ提出すること。
- ⑫ 受注者は駐車場の安全確保と防犯に努めることとする。防犯カメラ及び防犯灯の必要性が生じた場合は、市と協議すること。
- ⑬ 場内における15日以上放置されている車両を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示を受けて対応すること。
- ⑭ 受注者は駐車場敷地内の清掃は月2回以上行い、低木剪定は毎月、高木剪定は5月から11月の間で月2回以上行うこと。

(4) 事故の一次対応（24時間対応）

ア ゲートの破損、精算機のドアこじあけ・焼き切り等による振動を感知した場合は、現場の状況を確認したうえで速やかに名張市に連絡し指示を受けること。

イ 異常信号の感知、または万一管理に起因する人身または物損などの事故が発生した場合は、速やかに名張市へ連絡し指示を受けること。

(5) 売上金の回収・収納業務（月 1 回）及び施設等巡視

- ① 毎月月初めに売上金収納の金庫を回収し、精算機から売上集計データを出力すること。
- ② 売上金収納の金庫の入金額を精査の上、売上合計金額を名張市の指定口座に振込納金するとともに、売上集計データを「売上日報」に添付し毎月 5 日までに発注者に報告すること。
- ③ 機械内のつり銭増減状況を常に把握し、随時補充を行うこと。
- ④ 受注者は、駐車券、記録紙、インクリボンの残量を確認し、必要に応じて補充・交換を行うこと。
- ⑤ ゲート式全自動精算機内の券等は回収を行うこと。
- ⑥ 回収ジャーナル記録紙（ロール紙）を交換後、年度末まで保管し、発注者の指示を受けて処分すること。
- ⑦ 駐車場内の空き缶や紙クズなどのゴミ収集等の簡易な清掃を行うこと。ただし、粗大ゴミ、産業廃棄物等の処分については、別途、発注者と協議すること。
- ⑧ 施設、駐車場内及び駐車車両の目視点検を行うこと。破損などの異常を発見した場合は、速やかに発注者に連絡し指示を受けること。
- ⑨ 月次報告書（売上報告書・業務報告書）を作成し、本業務の実施状況について発注者に報告すること。
- ⑩ 必要に応じ駐車場の利用状況について報告するとともに、適宜運営管理の改善について提案すること。
- ⑪ 売上金の金銭の収受が整合しない場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。

(6) 駐車場データセンターサービスの実施

駐車場データは、インターネットを経由した PC で発注者が確認することができ、帳票等が出力印刷できることとする。

なお、駐車場データの詳細は下記表の通りとする。

種	別
日毎売上	売上月報
日毎売上累計	売上年報
駐車時間別台数	精算機集計帳票
日時稼働状況	売掛割引利用明細
時間帯別入出庫台数	前売割引利用明細
入庫時間帯別駐車時間毎台数	クレジット利用明細
月報内訳表	電子マネー利用明細
売上日報	フラップ不正発生リスト
売上期間報	

(7) 保険の加入

受注者は、管理運営上、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合、賠償責任を負うものとし、これらの請求に備え必ず賠償保険に加入するものとする。また、その損害について、委託者が第三者に対して賠償した場合、受託者に対し、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償できるものとする。

第三者に損害を与えた場合であっても、受託者がその責めに帰すべきものでないものについては、当てはまらない。

(8) 駐車場機器の電気、土木工事

駐車場管制装置の円滑な運用と稼働を確保するために必要な手続き及び適正な電気土木工事を行うものとする。

- ① 受注者は発注者が承認した後でなければ、工事を行うことができない。
- ② 工事可能な時間は 8 時 30 分～18 時 00 分までとする。
- ③ 工事を行う場合は、近隣住民の通行等の利用に支障が生じないように努めること。
また、近隣住民への周知を事前に行うこと。

(9) 駐車場機器の保守・メンテナンス

駐車場運営機器の円滑な稼働を図るために定期点検年 4 回を含む定期的な保守・メンテナンスを実施するとともに、発生する修理・事故等にも迅速に対応し速やかな復旧を図ること。

(10) 防犯・不正・事故防止

フラップ式全自動精算機から警報が発報された際は、現場に急行するとともに、発注者へ連絡すること。駐車場内の駐車場利用者の事故対応・盗難等についても同様とする。また、必要に応じて警察・消防等へ通報すること。

(11) 原状回復

履行期間終了後、速やかに設置した設置物をすべて撤去し、原状回復させ返還すること。なお、原状回復費は、受注者負担とする。

(12) 受注者の義務

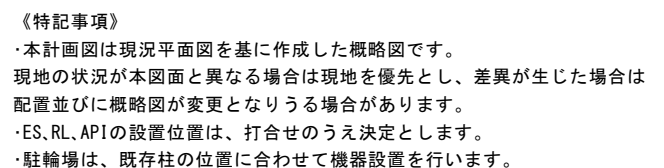
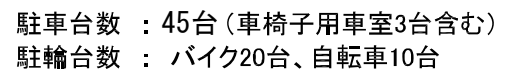
- ① 受注者は、善良なる管理者の注意義務を持って、対象施設及び駐車場内を使用すること。
- ② 受注者には、対象施設及び駐車場内を使用して行う事業に際し、一切の責任がある。また、本事業の用に供しない事業をしてはならない。
- ③ 受注者は、発注者が対象施設管理上必要な事項を受注者に通知した場合は、その指示事項に対応すること。
- ④ 受注者は、対象施設の運営管理に当たっては、近隣住民の迷惑とらないよう十分に配慮しなければならない。

(13) 契約代金の支払方法

契約代金の支払いは毎月払いとし、受注者の請求により支払うものとする。

(14) その他

- ① 本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合は発注者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 本業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。
- ③ 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の 2 か月前までに、受注者に通知しなければならない。



記号	名 称	備 考	数量
TD	駐車券発行機		1
AP	全自動料金精算機		1
CG	カーゲート		2
LC	ループコイル		4
ES	入口表示灯		1
RL	出庫警報灯		1
	案内看板1	自動車用(別途)	1
API	集中精算機		1
BF	子インターフェース盤	バイク用	4
BF	子インターフェース盤	自転車用	2
	バイクロック装置取付ステー		1式
BL	バイクロック装置		20
L	自転車ロック装置		10
	案内看板2	二輪車用(別途)	1
	照明ポール	別途	4

概略図

三重県名張市

				名称	名張市営栄町駐車場	
縮尺	A1 1:200 A3 1:400					
				図名	レイアウト図	

委 託 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木費 土木管理費 駐車場管理費 委託料	名張市営栄町駐車場運営管理業務委託							
	■駐車場管制機器及び付帯設備【ゲート式自動車用/駐輪バイク用】			式	1			
	発券機1基、全自動精算機1基。カーゲート2基、ループコイル4面							
	入口表示灯1基、出庫警報灯1基、案内看板2基、約款看板1基							
	集中精算機1基、子インターフェイス盤バイク用4基、自動車用2基							
	バイクロック装置取付けステー1式、バイクロック装置20台、自転車ロック装置10台							
	直通インターホン装置2基							
	■オペレーションサービス【ゲート式自動車用/駐輪バイク用】			式	1			
	24時間受付コールセンター							
	現地駆けつけトラブル対応(24時間365日)							
	各種リモートメンテナンス対応サービス(機器操作・信号受信)							
	利用者との通話料金、遠隔画像確認に関わる通信費含む							
	通信装置(インターフォンおよびWebカメラ)含む							
	■現金回収業務			式	1			
	精算機内の売上金回収(月2回)・納金(月1回)							
	回収時の現地消耗品在庫の管理、釣銭額の調整							
	月次報告書の作成、提出(月1回)、回収金の納金							
	■駐車場データセンターサービス			式	1			
	経営分析情報サービス							
	■機器保守・メンテナンス			式	1			
	定期点検年4回							
	■一般管理費			式	1			
	小 計			月	1			千円止め
	消 費 税			月	1			10.00%
	合計(税込)			月	1			1か月額
	合計(税込) (年間)			月	12			12か月額
	合計(税込) (契約期間総額)			月	36			36か月額 R7年4月から R10年3月まで